

平成28年2月2日
国土交通省

株式会社イーエスピーに対する事業許可の取消処分に係る聴聞手続について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省関東運輸局は、当該バスを運行していた（株）イーエスピーに対して、事故発生当日の1月15日から17日及び29日に特別監査を実施し、同社の他の貸切バス運行も含め、

- ・ 始業点呼の未実施
 - ・ 運転者の健康診断未受診
 - ・ 届出運賃と異なる下限割れ運賃における運行
 - ・ 過労運転
 - ・ 営業区域外での運送
- など数々の法令違反行為を確認したところです。

今回同社の引き起こした重大事故の社会的影響も踏まえ、同社に対する貸切バスの事業許可を取消すべきであるとの判断に至りましたので、その手続を進めるべく、今般聴聞を実施することといたしました。

国土交通省としては確認された違反事実を踏まえて厳正な処分を行うべく、所要の手続を進めてまいります。

（参考）

1. 事業者名及び住所

株式会社 イーエスピー 東京都羽村市富士見平2-1-5
代表取締役 高橋 美作

2. 聴聞期日

平成28年2月19日（金） 午後1時30分

※道路運送法等では聴聞の期日は17日前までに公示をすることとされています。
この期日は、事業者の状況により変更することもあります。なお、聴聞は、非公開となります。

3. 詳細は関東運輸局プレスリリース（別添）参照

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 勝亦・本江
03-5253-8111（代表）内線 41632・41633
03-5253-8566（直通）FAX：03-5253-1636